

第8回農業委員会総会(令和2年10月20日)HP

事務局 (赤羽根 泰啓)

おはようございます。定刻前ですが、皆さんおそろいでございますので、始めさせていただきたいと思っております。本日、局長が午後から宇都宮に於いて土地改良事業の感謝状贈呈式出席の為11時頃に退席させていただきたいと思っております。それまでに局長の方の説明ができればと思っておりますのでご協力のほどお願い申し上げます。宜しくお願い致します。

事務局 (矢村 浩一)

みなさん改めましておはようございます。只今の出席委員でございますが、11名でございます、大平康市委員につきましては事前に欠席届が出ております。定足数には達しておりますので、令和2年度第8回農業委員会総会を開催したいと思います。なお本日は3名の推進委員様に総会傍聴ということで出席いただいておりますので、皆さんにお伝えしておきたいと思っております。

議長 (高久 和司)

皆さんおはようございます。令和2年度の米の収穫もほぼ終わりかと思っておりますが、価格が下がっておりまして、今年の生産見込み数量が735万tです。ただ来年の需要見込み数量が680万tとなっておりますので、50万t程の需要の減ということになります。それを農地に換算しますと10万haほどの米を作付けしなくて済むのではないかという数字になります。今の作付け面積からいうと7%くらい減らすという事になると那須町の水田も増々自己保全管理等していかなければ荒廃農地になる恐れがありますので、今後とも是非このことに注意して農地の確認をお願いしたいと思います。以上です。

事務局 (矢村 浩一)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

(憲 章 朗 読)

事務局 (矢村 浩一)

ありがとうございました。着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長をお願いしたいと思います。

議長 (高久 和司)

それでは議事に入る前に議事録署名人の選任を行います。議事録署名人は議席順となっておりますので、本職より指名致します。

5番 人見 浩委員 6番 井上一雄委員をご指名致します。宜しくお願い致します。

事務局 (赤羽根 泰啓)

本日、大平委員が欠席となっております。大平委員の調査報告につきましては事務局の方で報告させていただきたいと思っております。以上です。

—議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について—

議長 (高久 和司)

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

それでは2頁をお開きください。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については1番から3番の3件でございます。いずれの申請も農地法第3条第2項の各号に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。宜しくご審議のほどお願い致します。以上です。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の大島和明委員、調査の報告をお願い致します。

7 (大島 和明)

議案第1号番号1についての調査の報告を申し上げます。

(譲渡人) 那須塩原市〇〇 Aさん

(譲受人) 豊原甲〇〇 Bさん

土地の所在・地目・面積については記載の通り間違いございません

権利移転・設定の事由:(譲渡人)耕作しないため

(譲受人)経営規模拡大のため

売買による所有権移転 10aあたり ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます

調査の結果、申請地は現在野菜畑として利用されています。荒廃地ならず好ましいと見て参りました。

なお10月13日調査班第3班大平康市委員、林武信委員、人見浩委員、また高久会長並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の人見浩委員、ご意見がありましたらお伺い致します。

5 (人見 浩)

この件につきましては担当委員の意見に賛同いたします。何ら付け加える事はございません。なおBさんですが、私も少し面識がありまして、とても有望な人材ですので支援をしてゆきたいと思っております。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見がおわりましたので質疑にはいりません。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について、担当委員の大平康市委員が欠席のため事務局より報告をお願い致します。

事務局 (赤羽根 泰啓)

4番大平委員に代わりまして事務局よりご報告致します。

議案第1号番号2についての調査の報告を申し上げます。

(譲渡人) 寺子乙〇〇 Cさん

(譲受人) 寺子乙〇〇 Dさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)後継者に全ての農地を譲り渡すため

(譲受人)後継者として農地を譲り受けるため

贈与による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます

総合意見でございます。譲渡人は高齢であり耕作ができない為、譲受人の後継者に全ての農地を贈与することを決意しました。譲受人はこの全ての農地を相続することで、農地の付加価値を高めることができると思いますので、好ましい申請と思われます。以上ご報告申し上げます。

なお10月13日調査班第3班大平康市委員、林武信委員、人見浩委員、また高久会長並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

担当委員に代わり事務局からの説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

次に3番について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願い致します。

2 (磯 由起子)

議案第1号番号3についての報告を申し上げます。

(譲渡人)【持分×分の×】寺子丙〇〇 Eさん

【持分×分の×】福島県〇〇 Fさん

(譲受人)福島県〇〇 Gさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

権利移転・設定の事由:(譲渡人)後継者不足により農地を譲り渡すため

(譲受人)新規就農のため

贈与による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます

総合意見ですが、E、Fさん一族は七曲の実家が途絶えてしまうと心配しておりました。親族で相談の上、甥であるGさんに全て相続することに致しました。Gさんは現在婚約者である女性と入籍のうえ七曲に入り部落つきあいも行うとのこと。また田畑もできる限り作っていきたくとのことでございます。農地を守るという面でもとても好ましい案件と見て参りました。

また10月13日調査班第3班大平康市委員、林武信委員、人見浩委員、また高久会長並びに事務局の現地調査もいただいております。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (林 武信)

10月13日調査班第3班、会長、事務局で現地調査を致しました。担当委員の意見に同意致します。現地を見た限りでは少し荒れかかっている場所でしたが、若い後継者ということで、精力的に農地を使ってやっていきたいという事で、本当に好ましい案件と見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりません。何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございましたのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。

—議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について—

議長 (高久 和司)

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

4頁をお開き下さい。
議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番から4番の4件でございます。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の薄井正志委員、調査の報告をお願い致します。

3 (薄井 正志)

議案第2号番号1について調査の報告を致します。

(貸人)大島〇〇 Hさん

(借人)那須塩原市〇〇 Iさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

農地区分:第1種

転用の事由:借人は現在、那須塩原市内のアパートに妻と子供の3人で生活をしているが、後継者として農業を継承するため実家に近接した場所へ住宅を建築したい。

使用貸借権の設定 期間:許可の日から××年間

転用の概要:一般住宅用地 ××m²

資金計画:建築工事費××円 外構工事費××円 諸経費××円 計××円 全額借入金

調査の結果ですが、申請人は現在那須塩原市内のアパートで生活しておりますが、結婚当初から子供が生まれたら実家に戻り、後継者として農業を継承し、子供を母校に通わせたい考えでした。しかしながら実家は祖父母、両親の3人暮らしで、三世帯同居は難しい状況であることから、隣接地に住宅を建設したいとのことであります。他の候補地も検討しましたが、実家の近隣で学校が近く公衆用道路に接し概ね××平方メートルの土地の確保をしたいことから本件申請地を選定致しました。本件申請により他の農地の利用に支障を及ぼす恐れは無いものと思われることから、申請に応じるもやむを得ないと思われま。

なお10月13日調査班第3班大平康市委員、林武信委員、人見浩委員、また高久会長並びに事務局の現地調査も行われております。以上、ご報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の人見浩委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

5 (人見 浩)

担当委員の意見に同意致します。追加、訂正はございません。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について、担当委員の大島和明委員、調査の報告をお願い致します。

7 (大島 和明)

議案第2号番号2について調査の報告を致します。

(譲渡人) 寺子丙〇〇 Jさん

(譲受人)那須塩原市〇〇 合名会社K 代表社員Lさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

農地区分:第3種

転用の事由:譲受人は那須塩原市内で薬局を経営しており、この度黒田原地域での在宅医療の拠点となる調剤薬局を開局したく、申請地への店舗兼住宅を建築したい。

売買による所有権移転 用地取得費:××円

転用の概要:店舗兼住宅及び駐車場用地 ××m²

資金計画:土地購入費××円 土地造成費××円 建物建築費××円 付帯設備費××円

事務手数料××円 計××円 全額自己資金

残高証明書も添付されております。

調査の結果ですが、申請地は住宅地の中にある農地であり駅や学校にも近く、転用はやむを得ないと思われま。また近くにM医院があり、院外薬局が必要となり申請に至りました。

なお10月13日調査班第3班大平康市委員、林武信委員、人見浩委員、また高久会長並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (林 武信)

10月13日に現地を調査致しました。担当委員の意見に同意致します。町の活性化にもつながると思われま。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

次に3番について、担当委員は本職でありますので、私から調査の報告を致します。

12 (高久 和司)

議案第2号番号3について調査の報告を致します。

(譲渡人)高久甲〇〇 Nさん

(譲受人)高久甲〇〇 有限会社事〇商事 代表取締役Pさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

転用の事由:譲受人は町内で射撃場や観光やな等を経営しており、観光やなでは飲食店も経営しているが、周辺には精米所が無く不便を感じていたため申請地へ精米所を設置したい。

売買による所有権移転 用地取得費:××円

転用の概要:精米所及び事務所用地 ××m²

資金計画:精米機設置費××円 造成費××円 スーパーハウス××円 土地取得費××円

全額自己資金

調査の報告、総合意見を申し上げます。譲受人である〇商事は観光やな等の経営をしており、申請地に現地案内所及び地域に精米所が無いいため、譲渡人のNさんから土地を購入し施設を設置する事となり今回の申請に至りました。

総合意見でございます。事業計画書、土地の選定利用所、隣接地の同意書、委任状、残高証明書等が提出されており事業実施は確実と見込まれやむを得ない申請と見て参りました。

なお10月13日調査班第3班大平康市委員、林武信委員、人見浩委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (林 武信)

10月13日第3班にて現地を調査致しました。担当委員の意見に同意致します。特に補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。

次に4番について、担当委員の薄井正志委員、調査のご報告をお願い致します。

3 (薄井 正志)

議案第2号番号4について調査の報告を致します。

(貸人)漆塚〇〇 Qさん

(借人)漆塚〇〇 Rさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

農地区分:第1種

転用の事由:借人は現在、那須町内の実家に3世帯で生活しているが、現在の部屋数では手狭であるため、自宅を建築したい。また、農業を継承することを考慮し実家に隣接した申請地に自宅を建築したい。

使用賃借権の設定 期間:許可の日から××年間

転用の概要:一般住宅用地及び侵入用道路の一部 ××m²

資金計画:土地造成費××円 建築費××円 計××円 全額借入金

総合意見ですが、申請人は現在両親、祖父母と住んでおり三世帯5人で生活しております。将来は後継者として農業を継ぐ予定であります。しかしながら、現在の住宅では三世帯での居住は手狭であることから、住宅を建設したいとのことあります。他の候補地も検討致しましたが、実家の隣接地で将来農作業を行うにも支障ない本件申請地を選定致しました。本件申請により他の農地への支障はないと思われ、申請に応じるもやむを得ないと思われれます。

なお10月13日調査班第3班大平康市委員、林武信委員、人見浩委員、また高久会長並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の人見浩委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

5 (人見 浩)

担当委員の意見に同意致します。追加、訂正はございません。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の4番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め4番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請(30a超)について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

7頁をお開き下さい。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)」につきましては、1番の1件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)の1番」について、担当委員は、本職でありますので私のほうから調査の報告を致します。

12 (高久 和司)

議案第3号番号1について、調査報告を致します。

(貸人)高久甲〇〇 Sさん

(借人)高久甲〇〇 株式会社T 代表取締役Sさん

土地の所在・地目・面積につきましては記載の通り間違いございません

農地区分:第2種

転用の事由:借人は那須町内で民宿を経営しており、常連客から要望があった観光花畑を開園したい。

使用賃借権の設定 期間:許可の日から××年間

転用の概要:観光花畑及び駐車場用地 ××m²

資金計画:造成費××円 生垣工事××円 計××円 全額自己資金

調査の結果、申請地は北牧原という民宿と隣接地にあり、民宿の常連客より子供たちと一緒に遊べる観光花畑の要望があり、池に囲まれた観光花畑を開設したいということで今回の申請となりました。

総合意見でございますが、事業計画書、土地選定理由書、土地利用計画、資金計画書等が添付されており、事業の実施は確実と見込まれやむを得ない申請と見て参りました。

なお10月13日調査班第3班大平康市委員、林武信委員、人見浩委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (林 武信)

10月13日第3班にて現地を調査致しました。担当委員の意見に同意致します。なお現地は既に非農地化している状態でやむを得ないなど見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

5 (人見 浩)

私も現場を視察しましたが、この事業計画にもありますが、農業委員会として経過を見守る必要があると感じましたので、提案致します。宜しくお願ひ致します。

事務局 (赤羽根 泰啓)

人見委員にも現地を見ていただきまして、先ほど林委員のほうからもありましたが、状況が非農地化されている部分もあるということで、今後事業計画に基づいた形で進められるかどうか適宜見ながらいきたいと思います。以上です。

5 (人見 浩)

了解しました。

議長 (高久 和司)

他にございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの聲がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a超)の1番」について、許可相当とする事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可相当とし、栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取致します。

一議案第4号 非農地証明願について一

議長 (高久 和司)

次に、議案第4号「非農地証明願」についてを議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

9頁をお開き下さい。

議案第4号につきましては、「非農地証明願について」1番から4番の4件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願い致します。

1 (薄井 久志)

議案第4号番号1について、調査の報告を致します。

(願出人)那須塩原市〇〇 Vさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

所有者:Vさん

利用状況:××年以上前から山林化し、現在に至る

調査の結果、平成になる頃から耕作を放棄し、××年程前から山林化し現在に至る。その結果、

雑木が自然に生えた状態になり正しく非農地として確認して参りました。

なお10月13日調査班第3班大平康市委員、林武信委員、人見浩委員、また高久会長並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (林 武信)

10月13日第3班・会長にて現地を調査致しました。担当委員の意見に同意致します。この場所に行くのも苦勞するような所で、少し遠目から見たのですが正に非農地でありました。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

次に2番について、担当委員の大平康市委員は欠席ですので、事務局より調査の報告をお願い致します。

事務局 (赤羽根 泰啓)

4番大平委員に代わりまして事務局よりご報告致します。

議案第4号番号2についての報告を申し上げます。

(願出人) 寺子乙〇〇 Wさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

所有者:Wさん

利用状況:平成××年に住宅を建築し、現在に至る

総合意見でございますが、現地を調査した結果、平成××年に住宅を建築したが、当時は更地であり宅地と思い住宅を建築致しました。今回測量会社の調査により農地と判明したという説明がございます。築××年以上経過したことから、非農地の申請はやむを得ないと思われま

す。なお10月13日調査班第3班大平康市委員、林武信委員、人見浩委員、また高久会長並びに事務局の現地調査も行っております。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の人見浩委員、ご意見がございましたらお願いいたします。

5 (人見 浩)

担当委員の意見に同意致します。追加、訂正はございません。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

次に3番について、担当委員は本職でありますので、私から調査の報告を致します。

12 (高久 和司)

議案第4号番号3について、調査報告を致します。

(願出人)高久甲〇〇 Xさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

所有者:Xさん

利用状況:昭和××年頃より住宅を建築し現在に至る

調査の結果を申し上げます。申請地は昭和の開拓入植以来、宅地として利用して参りましたが、今般住宅をリフォームするにあたり調査した結果、農地であることがわかり非農地証明の申請がされております。まさに非農地であることを確認致しました。なお構図上、宅地とされています土地については現在農地として利用されていますので、地元の農地利用最適化推進委員のほうに農地としての確認を申請しているところでございます。

なお10月13日調査班第3班大平康市委員、林武信委員、人見浩委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の人見浩委員、ご意見がありましたらお伺い致します。

5 (人見 浩)

担当委員の意見に同意致します。追加、訂正はございません。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「非農地証明願の3番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 ー異議なしー

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

次に4番について、担当委員の薄井正志委員、調査の報告をお願い致します。

3 (薄井 正志)

議案第4号番号4について、調査報告を致します。

(願出人)大島〇〇 Yさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

所有者:Yさん

利用状況:平成××年より以前に防風林として山林化し、現在に至る

調査の結果、本案件は先ほどの議案第2号番号1の農地転用許可申請に於いて、本件の敷地が農地であることがわかり、非農地証明願出がされたものでございます。

総合意見ですが、願出地は平成××年以前から防風林、倉、物置の敷地として利用されてきたが、今年の台風により高木に危険を感じ防風林は伐採し、現在は伐採後の切り株、低木に庭木、倉、物置の敷地として利用されております。正しく非農地として確認して参りました。

なお10月13日調査班第3班大平康市委員、林武信委員、人見浩委員、また高久会長並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の林武信委員、ご意見がありましたらお伺い致します。

10 (林 武信)

10月13日第3班・会長にて現地を調査致しました。担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 ー質問なしー

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「非農地証明願の4番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 ー異議なしー

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

ー議案第5号 農用地利用集積計画の要請についてー

議長 (高久 和司)

議案第5号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。

なお1番から3番についてを一括審議と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (矢村 浩一)

12頁をお開き下さい。

議案第5号「農用地利用集積計画の要請」について、1番から3番までの3件について、説明を致します。

1番

設定者:Zさん

被設定者:aさん

土地の所在:蓑沢

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:水田

設定期間:令和××年××月××日～令和××年××月××日

対価:現物(玄米) 総量 ××kg

新規設定

2番

設定者:栃木県b公社 理事長cさん

被設定者:dさん

土地の所在:寺子乙 合計××筆

地目:田

面積:××m²

利用権の種類:所有権

内容:水田

所有権移転の時期:令和××年××月××日

対価:××円 設定者が指定する方法により支払うものとする。

3番

設定者:栃木県b公社 理事長cさん

被設定者:有限会社e 代表取締役fさん

土地の所在:大島、豊原丙 合計××筆

地目:畑

面積:××m²

利用権の種類:所有権

内容:普通畑

所有権移転の時期:令和××年××月××日

対価:××円 設定者が指定する方法により支払うものとする。

3件全て良好な案件であると推進委員より報告を受けておりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上です。

議長 (高久 和司)

事務局からの説明が終わりましたので、1番から3番の一括で審議いたします。

何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農用地利用集積計画の要請について」1番から3番を要請することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、要請する事に決定致します。

これをもちまして全議案の審議が終了致しました。

令和2年度第8回農業委員会総会を閉会いたします。